

電話料金の納付遅延に伴う延滞金の発生

湖西市が利用しているN T Tの電話料金について、納付遅延により延滞金が発生しましたので報告します。

◆対象電話 アナログ電話（非常用回線）

◆経緯 ○8月1日（金）
「料金未納の通知」および「納付書」を受領し、電話料金が未納となっていることを確認したため、即日電話料金を納付。
○8月4日（月）
本件に関して延滞金が発生するかN T Tに照会したところ、次回請求時に通常の電話料金と合算して延滞金の請求があることが判明。

◆原因 今回、納付遅延となった電話番号は、令和7年4月の機構改革に伴い、新規に契約したもの。
市庁舎の電話料金は、令和6年度から口座振替により支払いをしていたため、新規契約分についても口座振替されるものと誤って認識していた。
実際には、新たに契約した電話番号の口座振替の手続きが必要であり、既契約分と合わせて一括で支払いされていると誤認していたことから納付遅延が発生した。

◆対象料金 5,109 円（1 件 1 回線分）※8月1日に支払済
料金の対象期間：令和7年4月8日～6月5日利用分（初回請求分）
本来の納付期限：令和7年7月7日
延滞金見込み額：約20円（N T Tからの通知待ち）

◆今後の対応 ○延滞金については、請求があり次第、直ちに支払いを行う。
○「電話番号追加時の確認票」を作成し、新規に電話番号を追加する事務手続きを明文化することで、口座振替の手続きや支払いの漏れを防ぐ。

《メディアの方へ》

- | | |
|---|--|
| ☐ 取材をお願いします。 | ☐ 記者会見発表資料 |
| ☐ 事前告知をお願いします。 | ☐ 記者会見情報提供資料 |
| ☒ 情報提供をします。 | ☒ 随時 |

《発表種別》

《問い合わせ先》

所属名	資産経営課
連絡先	053-576-4875
担当者	吉原、藤田